

木下半助商店の国登録有形文化財（建造物）の登録について

本市に所在する木下半助商店の「店舗及び土蔵、石蔵、主屋、稲荷社」の4件が、国の文化審議会文化財分科会の審議・議決を経て、文部科学大臣へ答申され、平成27年11月17日（火）の国の官報告示により、正式に国登録有形文化財（建造物）となりました。

記

1 木下半助商店の概要

（1）店舗及び土蔵

- ①員数 1棟
- ②所在地 越谷市中町4675
- ③構造・形式 木造平屋建及び土蔵造2階建、鉄板葺及び銅板葺、
建築面積71㎡
- ④年代 明治後期
- ⑤登録基準 「国土の歴史的景観に寄与しているもの」

（2）石蔵

- ①員数 1棟
- ②所在地 越谷市中町4675
- ③構造・形式 木造2階建、瓦葺、建築面積32㎡
- ④年代 明治42年
- ⑤登録基準 「国土の歴史的景観に寄与しているもの」

（3）主屋

- ①員数 1棟
- ②所在地 越谷市中町4675
- ③構造・形式 木造2階建、瓦葺、建築面積48㎡
- ④年代 大正6年頃
- ⑤登録基準 「国土の歴史的景観に寄与しているもの」

(4) 稻荷社

- ①員 数 1棟
- ②所 在 地 越谷市中町4675
- ③構造・形式 木造平屋建、銅板葺、建築面積1.6㎡、覆屋付
- ④年 代 大正6年頃
- ⑤登録基準 「国土の歴史的景観に寄与しているもの」

2 木下半助商店の特徴等

別紙のとおり

3 国登録有形文化財（建造物）の概要

(1) 登録数（平成27年11月17日現在）

全国で10,392件（うち埼玉県内は148件）

(2) 登録基準

文化財保護法に基づき、建築後50年を経過している建造物で、次のいずれかの基準に当てはまるものが対象となる。

- ①国土の歴史的景観に寄与しているもの
- ②造形の規範となっているもの
- ③再現することが容易でないもの

※木下半助商店は、明治時代の越谷における商店の面影をよく伝えて
いることから「①国土の歴史的景観に寄与しているもの」に該当

(3) 登録すると適用される優遇措置（抜粋）

- ①保存・活用するために必要な修理の設計監理費の2分の1を国が補助
- ②家屋の固定資産税を2分の1に減額
- ③相続財産評価額を10分の3控除

問合せ 越谷市教育委員会生涯学習課
TEL 048-963-9307